※R６.４.１改正

自動車運転代行業を営もうとしている方へ

認定申請に必要な書類

チェック項目		添付書類等
個人経営	法人経営	
□	□	①認定申請書
□	□	②申請手数料　12,000円
□	□役員全員分	③住民票の写し（本籍が記載されたものに限る）（※1）
□	□役員全員分	④法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面
□	□役員全員分	⑤精神機能の障害に関する医師の診断書
／	□	⑥法人の登記簿謄本
／	□	⑦定款又はこれに代わる書類
／	□	⑧役員名簿（役員の役職、氏名及び住所が記載されたものであれば可）
□	□	⑨代行保険の証券の写し
□	□	⑩随伴用自動車の車検証の写し
□	□	⑪随伴用自動車の任意保険証書の写し（※2）
□	□	⑫安全運転管理者に関する届出書（※3）
□安管者のもの	□安管者のもの	⑬住民票の写し（経営者・役員と安管者が同一であれば不要。）
□	□	⑭資格認定申請書（※3）
□安管者のもの	□安管者のもの	⑮運転記録証明書（自動車安全運転センター発行のもの）

※　未成年者が運転代行業者の相続人である場合は、運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面と、法定代理人に係る上記③、④及び⑤の書類が必要となります。

※1　外国人の方は国籍又は地域が記載されたものに限ります。
　　未成年者で、婚姻により成年に達したとみなされた方は、戸籍の謄本又は抄本が必要となります。（住民票の写しは不要です。）

※2　H28.10.1に標準約款が改正され、代行業を営むにあたり、随伴用自動車の任意保険加入が必要となります。

※3　長野県警察ホームページ「安全運転管理者」のページでダウンロードできます。

申請の前にまず確認してください！

□ **借家・公営住宅にお住まいの方へ**

借家（住宅）を営業所とする場合は、所有者からあらかじめ使用承諾書を得ておくなど、営業開始後に家主とトラブルにならないよう配意をお願いします。

なお、公営住宅の場合は、規則により住宅を営業所として使用できない可能性があります。住宅管理者へ事前の確認をお願いします。

□ **代行業者名の確認を**

代行業の名称（○○代行など）を決める際には、県内の他業者と名前が重複しないようご配慮をお願いします。

どうしても同一名称を使用する場合は、あらかじめ事業者の承諾を得ておくなど、事後の紛議を起こさないよう配慮をお願いします。

